

定額減税補足給付金のご案内

納税義務者本人及び扶養親族数（控除対象配偶者及び16歳未満の扶養親族を含む）に基づき算定される**定額減税可能額**（下記表）が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る場合に、上回る額を1万円単位で切り上げて算定した額を支給します。

定額減税可能額	
所得税分 3万円×（本人＋扶養親族数） －令和6年分推計所得税額 ＝ ア 所得税分控除不足額	個人住民税所得割分 1万円×（本人＋扶養親族数） －令和6年度分個人住民税額 ＝ イ 個人住民税控除不足額
給付額 = ア＋イ（1万円単位で切り上げ）	

※同一生計配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。

申請手続き・支給時期

申請期限：令和6年9月30日（月）【消印有効】

支給対象者には、本市から「**確認書**」を送付します。

確認書と必要書類を返送してください。

- ※ 期限までに申請のない場合は支給できません。
- ※ 支給要件に該当するにも関わらず、「確認書」が届かない場合は下記までお問い合わせください。
- ※ オンライン申請を行う場合は、確認書の返送は不要です。
オンライン申請手続き詳細はホームページをご確認ください。



定額減税補足給付金HP



確認書などの提出後、不備がなければ、概ね2週間が支給時期の目安となります。

- ※ 申請が集中する時期は遅れる場合があります。
- ※ **振込日が決まり次第、個別に通知します。**



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)に連絡してください。

寝屋川市 定額減税補足給付金実施本部

〒572-0831 寝屋川市豊野町15番10号
寝屋川市役所別館 1階



072-800-4860

受付時間：午前9時～午後5時30分（土日祝を除く）

